

- ④投票当日投票所投票主義 選挙当日、自ら投票所に足を運び、投票しなければなりません。なお、この例外として不在者投票制度があります。
- ⑤投票用紙公給主義 投票には、交付された所定の投票用紙を用いなければなりません。
- ⑥単記自書式投票主義 投票用紙に自ら候補者1人の氏名（比例代表制選挙の場合は候補者名または政党名）を記載しなければなりません。
- ⑦秘密投票主義 投票用紙に選挙人の氏名を記載してはなりません。また、何人も誰に投票したか述べる義務はありません。

投票日に投票できないとき（期日前投票制度）

投票は、投票日に投票所であるのが原則ですが、次のような理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度があります。

- 期日前投票ができる人
 - 投票日に仕事、学業または親族・知人等の冠婚葬祭がある方
 - 投票日に旅行等のレジャーまたは投票区外に外出する等の用事がある方
 - けがやお産、病気、老衰など身体の状態が歩くのに不自由な方
 - その他の事情により投票日に投票できない方

※ 期日前投票する日に20歳に満たない方の投票については、選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 期日前投票ができる期間

期日前投票をすることができる期間は、選挙期日の公（告）示日の翌日から投票日の前日までの間です。
- 期日前投票の方法
 - ①投票所入場券（ハガキ）を持って期日前投票所へお越しください。

※ 投票所入場券は棄権防止・投票所での整理等の方法の1つとして発行しているものであって、それがないと投票できないというものではありません。紛失してしまった場合や届かない場合などは、選挙管理委員会へお問い合わせください。
 - ②宣誓書に必要事項を記入し、提出してください。

投票日に投票できないとき（不在者投票制度）

他の市町村に滞在している、他の市町村の選挙人名簿に登録されている等の理由で投票日の投票および期日前投票ができない方は、不在者投票制度により投票することが可能です。

- 不在者投票ができる期間

不在者投票をすることができる期間は、選挙期日の公（告）示日の翌日から投票日の前日までの間です。

※ 他の市町村の選挙人名簿に登録されている方の不在者投票は、投票後に投票用紙を名簿登録地へ郵送する必要があるため、船便等の都合により、期日に間に合わず投票が無効になってしまう場合があります。
- 不在者投票の方法
 - 他の市町村に滞在している場合

窓口または郵送で選挙管理委員会あてに不在者投票用紙等の請求を行ない、投票用紙等が交付されたら、投票用紙等を持って滞在先の不在者投票所で投票してください。

他の市町村の選挙人名簿に登録されている場合

○ 小笠原村に転入してから3か月に満たない等の理由により、他の市町村の選挙人名簿に登録されている方は、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に不在者投票用紙等の請求を行う必要があります。請求後、投票用紙等が届いたら、小笠原村役場または母島支所で投票してください。

○ 指定病院等に入院している場合

指定病院に入院している方または指定老人ホーム等に入所している方は、当該病院等で不在者投票をすることができます。詳しくは病院等または選挙管理委員会にお問い合わせください。

● 郵便による不在者投票

選挙人名簿に登録されている方のうち、身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する方は、郵便による不在者投票ができます。

○ 両下肢、体幹の障害、移動機能の障害の程度が1級または2級

○ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害が1級または3級

※ 郵便による不在者投票を行うためには、あらかじめ郵便投票証明書の発行を受けておくことが必要です。

※ 戦傷者手帳をお持ちの方もこの制度を利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

在外選挙制度

外国に住所がある方も、国政選挙に限り、投票することができます。投票を行うためには在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

● 登録の要件および申請方法

満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方は、管轄の領事館等に、申請書・パスポート・3か月以上住所を有している証明書を持参し、申請してください。